提出用

国民年金基金　増口・減口申出書

届書コード	0321

申出日	令和　　年　　月　　日

国民年金基金　あて

下記のとおり申出します。

加入員番号				―								

住　　所	〒　　―	TEL　（　　）
（フリガナ）		生年月日
加入員氏名		5. 昭和 7. 平成　　年　　月　　日

増口申出をされる方

増口をする年　月	令和　　年　　月							
年金の型	A　型	B　型	C　型	I　型	II　型	III　型	IV　型	V　型
今回の増口分 増口分口数	口	口		口	口	口	口	口
今回の増口分 増口分掛金額	円	円		円	円	円	円	円

減口申出をされる方

減口をする年　月	令和　　年　　月							
加入（増口）した年月(注2)	A　型	B　型	C　型	I　型	II　型	III　型	IV　型	V　型
今回の減口する口数 年　月	口	口	口	口	口	口	口	口
今回の減口する口数 年　月	口	口	口	口	口	口	口	口

減口の申出は、２口目以降についてのみ行うことができます。
１口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。

こちらへもご記入ください

増減口後の**２口目以降**の合計口数	口	口	口	口	口	口	口	口

増減口後の掛金額（１口目＋２口目以降）	円

＊太枠内をご記入ください。

注）１．「今回の増口」の「増口分掛金額」は、増口する年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。
（１日生まれの方は、前月生まれの扱いとなります。）
２．減口される年金の「加入（増口）した年月」欄は、減口したい年金の型の加入した年月または増口した年月をご記入ください。なお、加入した年月または増口した年月については、加入員証等でご確認願います。
３．ご記入いただいた申出書の１枚目（提出用）と２枚目（本人控）を切り離し、１枚目（提出用）のみご提出ください。

受付日付

受付区分	整　理　番　号									

（記入しないでください）

推進員番号				

（記入しないでください）

本人控

国民年金基金　増口・減口申出書

届書コード	0321

申出日	令和　　年　　月　　日

国民年金基金　あて

下記のとおり申出します。

加入員番号					―								

住　　所	〒　　－　　TEL　（　　）
（フリガナ）	
加入員氏名	

生年月日			
5. 昭和 7. 平成	年	月	日

増口申出をされる方

増口をする年　月	令和　　年　　月							
年金の型	A　型	B　型	C　型	Ⅰ　型	Ⅱ　型	Ⅲ　型	Ⅳ　型	Ⅴ　型
今回の増口分　増口分口数	口	口		口	口	口	口	口
今回の増口分　増口分掛金額	円	円		円	円	円	円	円

減口申出をされる方

減口をする年　月	令和　　年　　月							
加入（増口）した年月(注2)	A　型	B　型	C　型	Ⅰ　型	Ⅱ　型	Ⅲ　型	Ⅳ　型	Ⅴ　型
今回の減口する口数　年　月	口	口	口	口	口	口	口	口
今回の減口する口数　年　月	口	口	口	口	口	口	口	口

減口の申出は、２口目以降についてのみ行うことができます。
１口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。

こちらへもご記入ください

増減口後の**２口目以降**の合計口数	口	口	口	口	口	口	口	口

増減口後の掛金額（１口目＋２口目以降）	円

＊太枠内をご記入ください。

注) 1．「今回の増口」の「増口分掛金額」は、増口する年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。
（１日生まれの方は、前月生まれの扱いとなります。）
2．減口される年金の「加入（増口）した年月」欄は、減口したい年金の型の加入した年月または増口した年月をご記入ください。なお、加入した年月または増口した年月については、加入員証等でご確認願います。
3．ご記入いただいた申出書の１枚目(提出用)と２枚目(本人控)を切り離し、
１枚目(提出用)のみご提出ください。

増口又は減口を希望される方へ

1. 増口や減口の申出は、希望する月より行うことができます。

2. 増口や減口の申出は、２口目以降についてのみ行うことができます。１口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。

3. 毎月の掛金が75,000円までは（ただし、個人型確定拠出年金（iDeCo）にも加入されている場合は、その掛金と合わせて75,000円が上限となります。）何口でも増口することができます。

　また、掛金の特例の適用を受けている方（毎月の掛金が75,000円を超えている方）は、その特例期間内であれば毎月の掛金が112,500円までは何口でも増口することができます。

　ただし、１口目を含めた終身年金（Ａ型、Ｂ型及びＣ型）の年金月額の合計額が全体の年金額の半分以上になるように増口や減口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。くわしくは国民年金基金までお問い合わせください。）

4. 増口や減口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金（引落しは、原則として翌々月の１日（国民年金保険料を納付委託されている場合は翌月末日））から掛金額が変わります。

　増口の申出をされた方は、申出をされた月の末日時点の年齢に応じた掛金額が増え、減口の申出をされた方は、減口された口数分の掛金額が月々の掛金額から減額されます。（くわしくは、国民年金基金までお問い合わせください。）

5. 増口や減口の申出書の提出期限は増口や減口をされる月の末日（必着）です。

6. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできません。

7. 一括納付された場合、一括納付した期間は掛金の減口はできません。

8. 年齢が50歳１ヶ月以上の方は、Ⅳ型及びⅤ型を、60歳０月以上の方は、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型を増口することはできません。